



全体目標： 県民希望出生率 1.9をめざして 県民の結婚・出産・子育ての願いが叶う環境づくりの推進

【重点施策】	【施策の方向性】	【主な施策】	【目指したい姿(ビジョン)】	H27	H30	R6目標	
(1)子育て家庭に対する支援の充実 	・質の高い教育・保育の一体的提供の促進 ・病児・病後児保育などの特別保育や放課後児童クラブ等の充実 ・妊娠期から子育て期の切れ目ない支援の充実	<b>・幼児教育の推進</b> ○幼児教育施設における非認知能力の育成等の幼児教育の質の向上(幼児教育センターの取組みの充実) ○幼児教育に関する研修の実施・支援、幼稚園・保育所・小学校の連携推進	・子ども達が、家庭の状況にかかわらず、質の高い幼児教育・保育を受け、健やかに育つことができる。 ・子どもを持つ親が、病児・病後児保育などの特別保育や放課後児童クラブ等の支援を安心安全に受けることができる。 ・核家族化が進むなか、産後間もない女性が、産後うつやワンオペ等に苦しむことなく、夫婦がともに子どもに愛着を持ち、子育てを通じ家族で幸せを感じることができる。 ・女性の出産・子育てに対する負担感が軽減され、第2子以降の出産意欲が向上する。	待機児童数	0人	0人	0人
		<b>・幼児教育・保育の従事者の確保と資質の向上</b> ○幼稚園、保育所、認定こども園等の人材確保対策の推進 ○幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の資質向上を図るための研修の実施 <b>・特別保育等のさらなる充実</b> ○病児・病後児保育の利便性向上 ○保護者ニーズに応じた多様な特別保育の充実 ○放課後児童クラブの充実、支援員の確保と質の向上 <b>・産後ケアの充実、産後うつ対策</b> ○産婦健康診査や産前・産後サポート事業、産後ケア事業等の市町村の産後うつ対策への支援 ○産後のサポートの充実(家事支援等により負担を軽減) ○父親向け育児教室(沐浴、おむつ交換等)の実施(夫婦で育児をスタート)		延長保育実施保育所数 225か所 243か所 新 保育所等に勤務する保育士数 — 5,371人(H29) 病児・病後児保育事業実施箇所数 108か所 147か所 新 幼児教育スーパーバイザー等による訪問研修を実施した幼児教育施設数(累計) — — 300施設 新 子育てをしていて負担・不安に思うこと〔精神的負担〕〔身体的負担〕 (H25) 25.1% (H29) 25.0% (H27) 20.0% (H29) 22.5% 引き下げる			
(2)働き方改革の推進	・生産性向上による長時間労働の是正と柔軟で多様な働き方の推進	<b>・生産性向上による長時間労働の是正と柔軟で多様な働き方の推進</b> ○生産性向上による長時間労働の是正に対する支援 ○中小企業のテレワーク導入やクラウド化等への支援 ○イクボス企業同盟とやまのネットワーク拡大及び企業の取組み支援 ○関係団体・機関等と連携した県民運動の展開 ○優れた取組みを行った企業の顕彰及び好事例の波及・啓発 ○中小企業の働き方改革の推進(業界・業種ごとの研修会等への講師派遣) ○テレワークの活用等による多様な働き方を支援 ○企業における健康経営の推進	・企業の働き方改革が進み、男女ともに仕事だけではなく、家庭や地域での責任を果たし、充実した人生を送ることができる。 ・企業において、生産性向上や長時間労働是正が進み、テレワークなど多様な働き方で、男女問わず多様な人材が活躍し、イノベーションが生まれ、富山県の経済が活性化される。	年次有給休暇取得率 46.0% 52.5% 60%以上 従業員30人～50人の企業のうち、一般事業主行動計画を策定し、国に届け出た企業の割合 34.2% 79.9% 極力100% 過労働時間60時間以上の雇用者割合 10.0%(H24) 8.8%(H29) 0%を目指す			
		<b>・企業における女性活躍の推進</b> ○経営トップへの働きかけの強化 ○女性の意識改革、ネットワーク強化 ○女性活躍推進法の一般事業主行動計画の策定促進 ・女性活躍・働き方推進員による企業訪問・研修会の実施 ・公共調達における加点評価等による支援 ○家事・育児支援などを行う民間サービスの充実 ○女性就業支援センターの体制強化による女性の就業・活躍の支援 <b>・男性の育児休業取得の促進(富山県を男性の家事・育児参画の先進県へ)</b> ○男性の育児休業取得を積極的に推奨 ・管理職及び本人向けの育休取得に向けた意識啓発 ・父子手帳の配布など育休世代の男性に向けた育児・育休情報の発信 ・県庁の男性職員の育児に伴う休暇・休業の取得促進 ○出産直後の夫婦の家事育児をサポート 育児休暇・育児休業あわせて原則1か月以上 <b>・家庭内での家事・育児分担の推進</b> ○婚姻届を提出した夫婦に家事シェアブックを配布(家事は女性との固定概念を払拭) ○男性トイレ等のベビーチェア・オムツ替えシート等の設置促進 ○家庭内での家事・育児分担を考えるキャンペーンの実施		新 女活法に基づく一般事業主行動計画を策定・届出済の中小企業数 — 209社 550社 新 出産1年前に「フルタイム勤務」であった者に占める出産1年後も「フルタイム勤務」であった者の割合 55.0%(H25) 51.7%(H29) 引き上げる 男性の育児休業取得率 3.8% 3.9% 13%以上 新 県職員の男性の育児休暇・休業の取得率 — 86.6% 100% 6歳未満児を持つ男性の育児・家事関連時間(1日あたり) 84分(H23) 65分(H28) 158分 新 県有施設の男女問わずオムツ替えができるトイレの設置箇所数 — 144か所(R1) 200か所 新 未婚化晩婚化の理由 女性の育児等に対する負担感・拘束感が大きい 32.9%(H29・女性) 34.5%(R元・女性) 引き下げる			
(3)女性活躍の推進と男性の家事・育児参画の促進 	・企業における女性活躍の推進 ・男性の家事・育児参画を積極的に促進 ・男性の家事・育児参画に対する気運の醸成	<b>・企業等との連携強化による出会いの機会の創出</b> ○企業間・業種間の交流の促進を支援 <b>・とやまマリッジサポートセンター事業の推進</b> ○休日サテライトの拡充等による会員の利便性向上 ○お見合いをサポートする支援員の養成やスキルアップ研修の実施 ○若い世代への効果的なPR ○コミュニケーション力や交際術を学ぶセミナー等の開催	・企業において、女性活躍への理解が進み、育児や介護等で時間制約がある人材であっても、個々の能力を発揮し活躍できる。 ・仕事と育児や介護等を両立するため、必要な民間サービスが整い、困った時にいつでも利用できる。 ・男性の育児休業が一般化し、女性の負担感が軽減され、子どもの笑顔が増え、男性の人生もより豊かになり、第2子以降の出産をためらう女性が少なくなる。 ・男性の家事・育児参画への社会全体の理解が進み、働き方改革が加速化し、男女ともにいきいきと働く「女性たちが戻りたい富山」になる。	マリサボ会員の成婚数 年8組 年18組 年36組 新 平均初婚年齢 男 30.8歳 女 29.1歳 男 31歳 女 29.3歳 引き下げる 新 未婚率(25～29歳) 男 73.6% 女 59.4%(H27) 引き下げる			
		(4)結婚を希望する男女への支援 		・自然な出会いの創出 ・積極的な結婚支援の展開			

—富山県子育て支援・少子化対策に関する基本計画の重点施策 その2—

【重点施策】

【施策の方向性】

【主な施策】

【目指したい姿(ビジョン)】

(5) UIJター  
ン・移住・定  
住の促進

- ・UIJターンの促進
- ・魅力的な企業の立地の促進
- ・若い世代の移住・定住を促進・支援

- ・**若者や女性のUIJターンの促進**  
○首都圏・関西圏における「富山くらし・しごと支援センター」の情報発信や相談体制の充実、県外大学との就職支援協定の締結、就職セミナー等の開催により、本県出身の学生に県内企業の情報を効果的に伝達  
○女性のUターン就職や起業の促進  
○産業界と連携した、将来の地域の担い手となる学生の奨学金返済を支援し、企業への就職を促進
- ・**魅力的な企業の立地の促進**
- ・**移住・関係人口の拡大**  
○国が創設した「移住支援金」「起業支援金」の制度を最大限活用し、東京23区等からの移住を促進  
○仕事と暮らしの一元的な相談体制の強化・充実、市町村や県内企業と連携した大規模な移住・転職フェアの開催、定期的な移住相談会の実施  
○首都圏等の人材の副業等の推進

- ・富山で働きたいと思った時に、欲しい情報が得られ、相談体制が整備され、自分らしく働ける就職先を探すことができる。
- ・首都圏や県外・海外で力をつけた若者や女性が、富山に戻って、その能力を最大限に活かして働ける企業があり、富山県経済の活性化に寄与できる。
- ・起業や副業・兼業への理解が進み、多様な人材が富山県で活躍する。

	H27	H30	R6目標
新 県・市町村の移住相談窓口等を通じた移住者	462人	905人	1,200人



(6) 子育て家庭や子どもを望む家庭への経済的負担の軽減

- ・経済的支援の継続・充実

- ・**出産・保育・医療等にかかる経費の助成**  
○子どもを望む夫婦への不妊治療費や不育症治療費の助成  
○妊産婦・乳幼児に係る医療費の軽減  
○低所得世帯の第1子、第2子の保育料無償化・軽減、第3子以降の原則無償化  
○国制度では対象とならない0～2歳児の保育料の無償化・軽減、一定所得の3～5歳児の第3子以降の副食費軽減
- ・**就学にかかる経費の助成**  
○経済的理由により修学が困難な学生・生徒に奨学金を貸与  
○高校教育に係る経済的負担の軽減を図るため、一定の課税所得未満の世帯に「就学支援金」(国制度)を支給  
○低所得世帯の高校生に奨学のための給付金(国制度)を支給  
○私立高校の授業料の実質無償化(国制度)  
○低所得世帯の大学等修学のための授業料等の減免(国制度)  
○多子世帯に対する融資・金利負担の軽減(実質的な無利子化)
- ・**住宅などにかかる経費の助成**  
○三世帯同居・多子同居住宅の取得等に必要な資金を支援(融資・利子補給)  
○三世帯住宅や3人以上の子どもが居住する多子世帯住宅等に係る土地、家屋の不動産取得税の軽減
- ・**その他の助成**  
○子育て応援券  
○多子世帯の電気料金負担を軽減する「とやまっすくすく電気」の延長

- ・子どもを望む夫婦が、経済的負担を理由に、出産や不妊治療等をあきらめることなく、理想の子ども数を安心して産み育てられる。

新 子どもを増や すにあたっての課題として、「経済的な負担」をあげる人の割合	74.0% (H25)	70.4% (H29)	低下させる
---	----------------	----------------	-------



(7) 結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会づくり

- ・結婚、妊娠、子ども子育てを社会全体で応援する気運の醸成
- ・セーフティネットの充実

- ・**社会全体で応援する気運の醸成**  
○子どもの遊び場の整備促進  
○民間サービス(家事代行・ベビーシッター)等の活用推進  
○男性トイレ等のベビーチェア・オムツ替えシート等の設置促進(再掲)
- 児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応**  
・児童相談所の機能強化(施設の拡充の検討含む)、相談体制の整備24時間365日相談に応じられる体制の確保、専門職員の配置職員の専門性の向上等  
・市町村や関係機関との情報共有の推進、連携推進(DV対応との連携)  
・地域ぐるみでの早期発見・早期対応、相談体制の整備
- いじめ、不登校、ひきこもりの子どもに対する支援の整備・充実**  
・全公立小中学校及び高校の拠点校にスクールカウンセラーを配置、全中学校区(富山市除く)及び高校の拠点校にスクールソーシャルワーカーを派遣。  
・ひきこもり相談の実施(ひきこもり地域支援センター)  
・子ども・若者総合相談センター(ワンストップ相談窓口)の設置促進
- 子どもの貧困対策**  
・子どもの貧困の実態把握、市町村の子どもの貧困対策計画策定の支援
- 障害のある子どもに対する支援体制の充実**  
・障害や疾病のある子ども(医療的ケア児を含む)に対する支援の充実
- 外国人の子どもや家庭への支援・配慮**

- ・外出先や職場など、社会全体で結婚・出産・子育てを応援する気運が高まり、子ども連れの外出等で不便を感じることがなく、結婚、出産、子育てに対するネガティブイメージが払拭される。
- ・児童虐待、いじめ、不登校、ひきこもり、貧困、障害のある子ども、外国人の子どもなどに対する充実したセーフティネットがあり、子どもの発達段階において切れ目なく支援を受けることができ、安心して富山で暮らし成長することができる。

子育てを楽しんでいる割合	58.8% (H25)	61.2% (H29)	増加させる
とやま子育て応援団の利用度	50.3%	61.7%	増加させる
新 子ども家庭相互支援拠点を設置している市町村の割合	—	—	全市町村
新 いじめ解消率 〔小〕 〔中〕 〔高〕	81.9% 84.3% 87.9%	82.6% 86.1% 69.4%	限りなく100%に近づける
不登校生徒数 〔小〕 〔中〕 〔高〕 (千人あたり)	3.8人 20.5人 13.2人	6.6人 29.3人 14.2人	限りなくゼロに近づける
里親委託率	15.9%	18.5%	27%